



○ どんな資金？

県内で新規に事業を開始しようとする方を応援する資金です。

○ 融資対象者

1 国が認定した市町村の特定創業支援等事業（※）による支援を受けて、6月以内に新たに事業を開始しようとするもの（開業して5年未満を含む）

※ 特定創業支援等事業とは

産業競争力強化法に基づき国の認定を受けた市町村が、民間の創業支援事業者（地域金融機関、商工会議所・商工会等）と連携して実施する「創業支援等事業計画」のうち、４回以上の授業を行う創業塾等の継続的な支援を「特定創業支援等事業」といいます。令和７年３月現在、鹿児島県内では、２０市町村が「創業支援等事業計画」の認定を受けています。

<認定市町村の一覧掲載HP> https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/46.nintei_kagoshima.html

2 商工団体の推薦を受けて、1か月以内に個人で、又は2か月以内に会社を設立して新たに事業を開始しようとするもの（開業して5年未満を含む）

※ **1** 及び **2** は国の創業関連保証制度及びスタートアップ創出促進保証制度（経営者保証免除）に対応

※ スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合、初回の確定申告納付が終了していない方は事業開始に必要とする額の10%以上の自己資金を有している必要があります。

3 商工団体の推薦を受けて新たに事業を開始しようとするもの（2以外の者（開業して6月未満を含む））

○ 鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又はかごしま「働き方改革」推進企業は保証料が割安に！！

○ **融資条件** ※個人事業主は県内に居住していること、法人は県内に法人所在地があることが必要です。

	融資対象者 1、2 の場合	融資対象者 3 の場合
融資限度額	運転資金・設備資金 2,000万円	
利率 ※金融情勢により変動 することがあります。	1年以内 年1.85% / 1年超3年以内 年2.05% / 3年超5年以内 年2.15% 5年超7年以内 年2.35% / 7年超10年以内 年2.45%	年0.13%～年1.58%
信用保証料 (県補助後) 保証機関の基本保証 料率のうち、一部を 県が負担しています。	年0.68% { 女性や青年(30歳未満)による創業の場合 年0.36% 鹿児島県SDGs登録事業者等 年0.58% { 女性や青年(30歳未満)による創業の場合で、かつ、鹿児島県SDGs登録事業者 等 年0.26%	年0.13%～年1.58% { 女性や青年(30歳未満)による創業の場合 年0%～年1.26% 鹿児島県SDGs登録事業者等 年0.03%～年1.48% { 女性や青年(30歳未満)による創業の場合で、かつ、鹿児島県SDGs登録 事業者等 年0%～年1.16%
経営者保証 免除	上記保証料に0.2%上乗せして保証料を支払うことで、経営者保証を免除することができます(その場合、融資を受けてから3年目及び5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックシートの提出が必要)。	—
融資期間	運転資金 7年以内(うち据置12月以内) 設備資金 10年以内(うち据置12月以内) ※ スタートアップ創出促進保証制度を利用し、保証機関の保証がない融資を併せて申し込む場合等は据置36月以内	運転資金 7年以内(うち据置24月以内) 設備資金 10年以内(うち据置36月以内)
償還方法	毎月均等分割	
取扱金融機関	鹿児島銀行／南日本銀行／鹿児島信用金庫／鹿児島相互信用金庫／奄美大島信用金庫／鹿児島興業信用組合／鹿児島県医師信用組合／奄美信用組合／福岡銀行／肥後銀行／宮崎銀行／西日本シティ銀行／熊本銀行／宮崎太陽銀行／商工中金(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)	
必要書類	信用保証委託申込書／県民税及び市町村民税の納税証明書／中小企業制度資金融資申込書／鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し／パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し／かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し／その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類	開業計画書(県要綱様式)／創業支援資金融資推薦依頼書(県要綱様式)

※ 連帯保証人及び担保は保証機関の定めるところによります。

※ 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

○ 融資の流れ ～ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等へどうぞ～

